

国民年金保険料の納付は口座振替が便利でお得です

口座振替で納めると手間がかからず、納め忘れを防ぐこともできます。また、「早割(当月末振替)」や「前納」で納付すると保険料がお安くなります。

●申込方法

住民課、各金融機関、または年金事務所に備え付けの「国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書」に必要な事項を記入し、基礎年金番号がわかるもの(年金手帳等)と通帳、届出印を持参のうえ、年金事務所、または各金融機関へ提出してください。日本年金機構のホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)からも申出書をダウンロードできます。ダウンロードした場合は、年金事務所へ郵送してください。

※平成28年度分の半年前納、1年前納と2年前納の口座振替を希望する方は2月末日までにお申込ください。

	口座振替による納付 【割引額】	現金による納付 【割引額】
毎月納付 (翌月末振替)	15,590円 【—】	15,590円 【—】
早割 (当月末振替)	15,540円 【50円】	適用なし
半年前納	92,480円 【1,060円】	92,780円 【760円】
1年前納	183,160円 【3,920円】	183,760円 【3,320円】
2年前納	366,840円 【15,360円】	適用なし

●注意点

- ・口座振替が開始されるまで、2ヶ月程度かかりますので、お早めにお申込ください。
 - ・一部納付(一部免除)をご利用の方は、口座振替の早割の適用はありません。
- ※納付額と割引額は平成27年度のもので、(平成28年度以降は多少異なります。)

●クレジットカード納付

クレジットカード納付は、クレジットカード会社が立替納付をするものです。クレジットカードを提示し、直接納付していただく方法ではありません。

申込を希望する場合は、「国民年金保険料クレジットカード納付(変更)申出書」に必要な事項を記入し、年金事務所へ提出してください。申出書は、住民課や年金事務所に備え付けているほか、日本年金機構のホームページからもダウンロードできます。

なお、早割と2年前納は、クレジットカード納付を利用できません。また、半年前納や1年前納の割引額は現金納付と同じです。

※一部納付(一部免除)をご利用の方は、クレジットカード納付を利用できません。

- ◆問い合わせ 千葉年金事務所 ☎043-242-6320
佐原年金事務所 ☎0478-54-1442
住民課国保年金班 ☎84-1214

4月から住民票の写し等の手数料を改定

行政サービスにかかる受益者負担の適正化や近隣自治体の状況等により、4月から右表のとおり住民票の写し等にかかる手数料が改定されます。みなさんのご理解とご協力をお願いします。



証明書などの種類	手数料	
	3月まで	4月から
住民票の写し(謄本・抄本)の交付	1件当たり 200円	1件当たり 300円
戸籍附票の写しの交付		
印鑑登録証の再交付		
印鑑登録証明書の交付		
公簿、公文書、または図面の閲覧・照合		
公簿、公文書の謄本・抄本の交付		
税務事務に係る諸証明(住宅用家屋証明書を除く)		

- ◆問い合わせ 住民課住民班 ☎84-1214 税務課課税班 ☎84-1212